

さいたま市告示第1021号

さいたま市地区計画等案作成手続条例（平成13年条例第241号）第2条の規定に基づき地区計画等の原案を縦覧に供する。

令和8年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 地区計画等の原案のうち種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

地区計画

(2) 名称

さいたま都市計画川通地区地区計画

(3) 位置

さいたま市岩槻区大字増長、大字大口、大字大野島、大字長宮の各一部

(4) 区域

約45.1ha

2 地区計画等の原案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課

(2) 縦覧期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月6日（月）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

3 原案に対する意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月13日（月）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

(2) 提出先

さいたま市長 清水 勇人（送付先：各縦覧場所）